

各小中学校屋外遊具等安全点検業務委託仕様書

1. 番号 令和5年度 () 第 F-22 号
2. 件名 各小中学校屋外遊具等安全点検業務委託
3. 場所 名張市 丸之内ほか 地内
4. 契約期間 契約の日から令和6年3月15日まで
5. 点検対象校

点検を行う学校は次のとおりとし、各学校別の詳細は別紙のとおりとする。

【小学校（14校）】

名張小学校・蔵持小学校・薦原小学校・比奈知小学校・美旗小学校・箕曲小学校・錦生赤目小学校
桔梗が丘小学校・桔梗が丘南小学校・桔梗が丘東小学校・つつじが丘小学校・すずらん台小学校
梅が丘小学校・百合が丘小学校

【中学校（5校）】

名張中学校・赤目中学校・桔梗が丘中学校・北中学校・南中学校

6. 技術者の配置

受注者は、本業務契約にあたり「管理技術者」及び「担当技術者」を配置し、書面により報告しなければならない。但し「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。

「管理技術者」は自社で常時雇用する社員であること。なお、雇用の確認ができる「雇用証明書」等の書類及び「管理技術者」・「担当技術者」にかかる下記の資格証の写しを契約時に提出すること。

(1)「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために発注者との連絡調整を行う者で、現場における受注側の責任者をいう。

なお、「管理技術者」は（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した「公園施設製品安全管理士」でなければならない。

(2)「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。

なお、「担当技術者」は、（一社）日本公園施設業協会が認定、登録した「公園施設製品整備技士」または「公園施設製品安全管理士」でなければならない。

7. 点検方法

上記6に定める技術者により、下記の業務内容に基づき点検を実施し、点検調査報告書を作成する。

現場の点検については、「担当技術者」が行い、その点検結果の取りまとめ及び判定は「管理技術者」が行うものとする。

本業務の契約締結後、協議・打合せ等は、監督員が承認した場合を除き、全て報告された「管理技術者」と行うものとする。

8. 業務内容

① 点検日程表について

点検日は受注者が直接学校と調整の上決定し、実施の10日前までに点検日程表を作成し教育総務室に提出すること。

② 点検調査報告書について

遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S : 2014 ((一社) 日本公園施設業協会 以下 JPFA 基準という) に基づき遊具等の点検を実施し、点検調査報告書を作成する。

報告書は同規準に基づき学校毎に、定期点検総括表および定期点検表(遊具毎)を作成する。

(1) 機能・安全性に関する判定

JPFA 規準における判定基準に基づき専門技術者が「劣化診断」による劣化判定を行う。

劣化判定は a~d の 4 段階で判定し、判定基準は次による。

- a : 健全であり、修繕の必要がない(使用可)
- b : 軽微な異常があり、経過観察が必要(使用可)
- c : 異常があり、修繕または対策が必要(修繕完了まで使用不可、場合により使用可)
- d : 危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要または、廃棄し更新を検討(使用不可)

(2) 塗装状態の確認、判定

遊具等の塗装状態を確認し判定を行う。

判定は A~C の 3 段階で判定し、判定基準は次による。

(A : 再塗装の必要がない B : 部分的に塗装が必要 C : 全体的に塗装が必要)

(3) 点検項目ほか

点検表で実施できなかった項目については全て斜線を入れること。

点検様式に記入しきれない場合は、これらの様式に準じて新たに様式を作成すること。

本点検は原則劣化診断をおこなうが、重大な事故につながる恐れのある物的ハザードがある場合は、点検報告書に補足説明を記入し、適・不適の判断をおこなうこと。

③ 点検作業内容等について

(1) 点検前に現状の遊具の全景写真を撮影すること。点検項目により点検箇所近景を撮影すること。

(2) 設置面を目視にて確認、危険性のあるものは取り除く。処分等に費用がかかるものについては別途協議する。

(3) 遊具の木材部、鋼材部、金具類(接続部を含む)の腐食に関しては、目視、触診で基本的には判断する。

ただし、鋼材部など現場状況に応じ、必要とされる場合は肉厚等の測定を実施すること。木材部は地際、表面の腐食はもとより、内部の腐食も留意、想定し慎重に判断すること。

(4) ぐらつき、木材部のササクレについては、目視、触診にて確認する。

(5) ボルト接合部に関しては、レンチにて確認する。

点検中にゆらみがあった場合は増締めを行う。

(6) 木製遊具に関しては、プラキャップや埋木等でボルトやナットを隠してある場合は、それらはずして点検すること。

(7) ボルト類が抜け落ちている場合、その他の状況で損失している場合は、別途協議すること。

(8) ブランコ等の動作主用部分は、正常に働いているか、耐久性に問題がないか注意して確認すること。結果について、備考欄等に必ず記入すること。

(9) 点検中に危険性、緊急性の高いものを発見した時は、直ちに学校長並びに監督員に連絡し、使用禁止等の安全処置を行うこと。点検調査報告書(任意様式)に処置内容を記入し、学校並びに発注者に直ちに提出すること。

(10) 検査終了後は 8-②に定める様式のほかに別紙「学校遊具安全点検結果表」を作成し、学校長に点検結果概要を説明し確認(押印)をうけ発注者に提出すること。

(11) 点検の結果、機能・安全性に関する判定の評価については業務完成報告日よりおおむね 1 年を想定している。

点検結果に基づき必要な措置をとったにもかかわらず、上記の期間内に通常の利用状態において、利用者の身体や財物に損害を与えた場合、その責は受注者が負うところとなる。よって点検については、慎重に十分責任を持って行うこと。

9. 打合せについて

打合せについては、当初、成果品納入時の2回とする。

また、必要に応じ随時打合せを行うものとする。打合せを行った時は打合せ簿（任意様式）を作成し提出すること。

10. 点検報告書の提出

報告書と電子データ(CD-R等)を教育総務室に提出すること。なお、報告書は学校ごとに見出しをつけ、ハードファイルに綴じること。

学校遊具安全点検結果表

(別紙)

学校名		学校確認	印
点検業者名		点検日時	
点検者		確認者	

管理番号	遊具等の名称	点検結果		備考
		使用可	使用不可	
1		使用可	使用不可	
2		使用可	使用不可	
3		使用可	使用不可	
4		使用可	使用不可	
5		使用可	使用不可	
6		使用可	使用不可	
7		使用可	使用不可	
8		使用可	使用不可	
9		使用可	使用不可	
10		使用可	使用不可	
11		使用可	使用不可	
12		使用可	使用不可	
13		使用可	使用不可	
14		使用可	使用不可	
15		使用可	使用不可	
16		使用可	使用不可	
17		使用可	使用不可	
18		使用可	使用不可	
19		使用可	使用不可	
20		使用可	使用不可	
21		使用可	使用不可	
22		使用可	使用不可	
23		使用可	使用不可	
24		使用可	使用不可	
25		使用可	使用不可	
26		使用可	使用不可	
27		使用可	使用不可	
28		使用可	使用不可	
29		使用可	使用不可	
30		使用可	使用不可	
31		使用可	使用不可	
32		使用可	使用不可	

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	代価番号	適用
業務委託費									
	単体遊具A			基	157				
	単体遊具B			基	32				
	単体遊具C			基	24				
	複合遊具(小)			基	13				
	一般公園施設(a)			基	34				
	一般公園施設(b)			基	68				
	一般公園施設(c)			基	30				
	事前打合せ			式	1				
	一般管理費			式	1				
	委託価格								
	消費税			式	1				
	委託費								